

# 「愛知県立東郷高等学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本理念

生徒にとって学校生活は学習だけでなく、人格形成にとっても重要な意味をもっている。学校生活の場が安全で安心な場所であるために、教職員はいじめのない教育環境づくりに尽力しなければならない。そして、全ての教育活動を通じて、思いやりや他人に共感する心の涵養に努める。

また、いじめは決して許されない行為であることを生徒に周知させる。いじめのささいな兆候を見逃さず、生徒からの訴えや懸念などを特定の教職員が抱え込むことなく、組織として対応する。いじめが確認された場合は、教職員はいじめに対して毅然とした姿勢で対応し、いじめられた生徒の心身の苦痛となる原因を追究し、それを取除く支援や指導を行う。

### いじめの定義

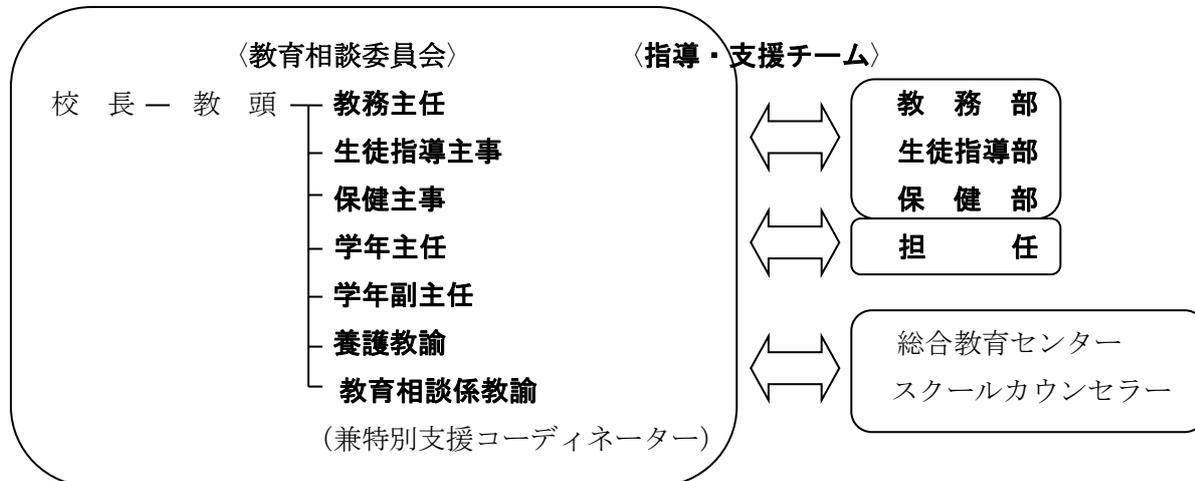
児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法 総則より】

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）

## 2. いじめ防止対策組織

### (1) いじめ防止対策組織図



いじめ情報を入手したら、教育相談委員会でいじめか否かの判断を行う。いじめと認知された場合は、教育相談委員会でいじめに対応する指導・支援チームを編成する。指導・支援チームの編成に当たっては、いじめ事案を考慮し、適切な人選を行う。（上の図のゴシック体の教職員から人選、編成する。）

### (2) 「教育相談委員会」の役割や機能等

#### ア 取組の検証（PDC Aサイクル）

(P) いじめ防止対策年間計画の策定

(D) 取組の実施

(C) 「取組評価アンケート」、「学校評価」の実施

(A) 「取組評価アンケート」、「学校評価」の結果検証

3月

4月～7月、8月～1月、2月～3月

7月と1月

8月と2月

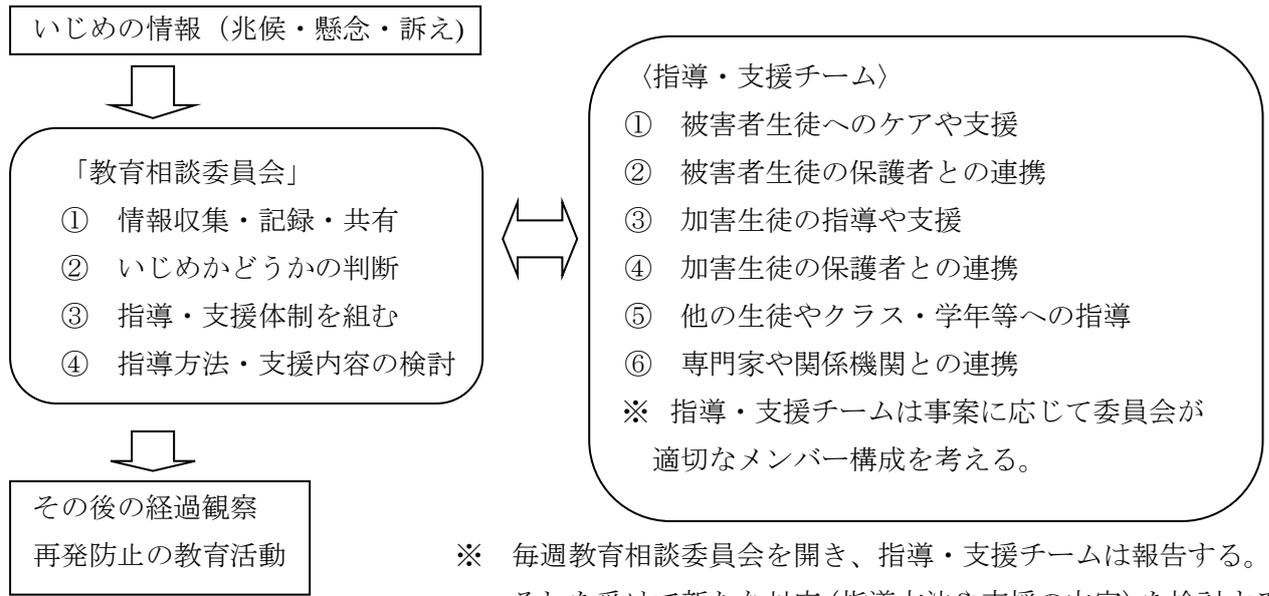
## イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知と確認を図る。
- ・ 「教育相談委員会」で検討した内容を適宜職員会議等で報告する。
- ・ 現職研修で「いじめや不登校」等をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

## ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発と意見聴取

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を学校経営案及び学校ホームページに掲載をする。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## 3. いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ア 現職研修を充実させる。

〔全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。〕

#### イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・ボランティア体験の推進を図る。

〔自他の違いを認め合い、問題を解決する力や他者のことを考えて、円滑にコミュニケーションできる能力を育む。〕

#### ウ 公開授業を行い、授業改善を進める。

〔規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団をつくる。〕

#### エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に注意を払う。

### (2) いじめ早期発見の取組

#### ア 教職員は、日頃から生徒の様子を注意深く観察し、ささいな兆候からいじめを積極的に認知する。

#### イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに対応する。

#### ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

#### エ 各学期のはじめに面談週間を設ける。

### (3) いじめに対する措置

#### ア いじめの兆候や懸念を感じたり、訴えや通報を受けたりしたら、「教育相談委員会」に報告して組織的に対応する。

イ 被害者生徒を守り通す。

ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力、関係機関等との連携のもとでいじめ解決に取り組む。

オ ネット上のいじめや重大事態への対応として、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

#### 年間計画

月	未然防止の取組	早期発見の取組	「教育相談委員会」の動き
4	・相談室やSCの周知【全学年】	・面談週間【全学年】 ・スタディサポートの実施【1年】 ・インターネット監視活動 (以下ネットパトロール)	・面談結果の報告 ・いじめに関する情報交換・情報共有 (毎週)
5	・情報モラル教室【全学年】 ・学校美化活動【3年】	・第1回「いじめアンケート調査」 【全学年】 ・ネットパトロール	・現職研修①(いじめアンケート結果報告と「学校いじめ防止基本方針」の周知) ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
6	・体育大会【全学年】 ・性格検査説明会【全学年】	・ネットパトロール	・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
7	・ボランティア体験(保育)【希望者】	・ネットパトロール	・全教員対象の「取組評価アンケート」 の実施→検証(8月) ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
8	・ボランティア体験(養護)【希望者】	・ネットパトロール	
9	・TOGO ART FESTA【全学年】	・面談週間【全学年】 ・ネットパトロール	・中間報告→検証 ・面談結果の報告 ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
10	・学校美化活動【1年】	・第2回「いじめアンケート調査」 【全学年】 ・スタディサポート【1・2年】 ・ネットパトロール	・いじめアンケート結果報告 ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
11	・公開授業【全学年】	・ネットパトロール	・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
12	・人権講話【全学年】 ・ボランティア体験(保育)【希望者】	・ネットパトロール	・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
1		・ネットパトロール	・全教員対象の「取組評価アンケート」 の実施→検証(2月) ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)
2	・学校美化活動【2年】	・ネットパトロール	・自己評価 ・いじめに関する情報交換・共有(毎週)

3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール</li> <li>・スタディサポート【1・2年】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現職研修②（「いじめ防止基本方針」の見直し）</li> <li>・いじめに関する情報交換・共有（毎週）</li> </ul>
---	--	--	--

#### 4. 重大事態への対応

##### 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【「いじめ防止対策推進法」第28条】

- (1) 教育委員会（健康学習課）へ第一報を報告
  - ・ 調査の主体を教育委員会が判断
- (2) 事実関係の調査（学校が調査主体の場合）
  - ・ 教育相談委員会（いじめ防止対策組織）にて調査組織を設置する。
  - ・ 組織の構成はいじめ事案の関係者と直接人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・ 調査を実施する。
  - ・ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・ 調査アンケートは提供する場合があることを生徒と保護者に説明しておく。
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
  - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
- (4) 調査結果を教育委員会へ報告
  - ・ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。
- (5) 調査結果を教育相談委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。